

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定すること。（第四条から第九条まで、第十三条から第十五条まで及び第十七条関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。（附則第二条関係）